

厚生労働大臣が定める手術に関する施設基準に係る実績について

(医科点数表第2章第10部手術通則第5及び6(歯科点数表第2章第9部手術通則第4を含む))

(令和5年1月～12月まで)

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	5件
イ	黄斑下手術等	56件
ウ	鼓室形成手術等	3件
エ	肺悪性腫瘍手術等	10件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	8件

区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	6件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1件
エ	尿道形成手術等	1件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	1件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	6件

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘術等	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術

	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いた手術	111件
--	----------------	------

その他に分類される手術

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術	1件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	43件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	71件

歯科点数表第2章第9部手術通則第4に掲げる手術

	舌悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、上顎骨形成術等	0件
--	---------------------------	----